

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 25 年 7 月 23 日
【発行者名】	ケネディクス・レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 田中 晃
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋二丁目 2 番 9 号
【事務連絡者氏名】	ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社 取締役財務企画部門長 中尾 彰宏
【電話番号】	03-3519-2623
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資証券に 係る投資法人の名称】	ケネディクス・レジデンシャル投資法人
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資証券の 形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 24,757,000,000 円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,048,000,000 円
	(注 1) 発行価額の総額は、平成 25 年 7 月 5 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本 投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価 額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は 上記の金額とは異なります。
	(注 2) 売出価額の総額は、平成 25 年 7 月 5 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本 投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
安定操作に関する事項	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口 について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取 引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合 があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設 する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 25 年 7 月 17 日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先であるケネディクス株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる国内一般募集）

(15) その他

② 申込みの方法等

第 4 募集又は売出しに関する特別記載事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる国内一般募集）】

(15)【その他】

② 申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

(へ) 引受人は、本投資法人が指定する販売先として、ケネディクス株式会社に対し、国内一般募集の対象となる本投資口のうち、5,000口を販売する予定です。

<訂正後>

(前略)

(へ) 引受人は、本投資法人が指定する販売先として、ケネディクス株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、国内一般募集の対象となる本投資口のうち、5,000口を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 販売先の指定について」をご参照下さい。

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

3 売却・追加発行の制限

(1) グローバル・オフERINGに関し、ケネディクス株式会社に、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日から受渡期日以降 180 日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

3 売却・追加発行の制限

(1) グローバル・オフERINGに関し、ケネディクス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日から受渡期日以降 180 日を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を合意します。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

(中略)

4 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	ケネディクス株式会社	
	本店の所在地	東京都港区新橋二丁目2番9号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第18期(自平成24年1月1日至平成24年12月31日) 平成25年3月27日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第19期第1四半期(自平成25年1月1日至平成25年3月31日) 平成25年5月13日 関東財務局長に提出	
b. 本投資法人与指定先との間の関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数(平成25年7月23日現在)	二
		指定先が保有している本投資口の数(平成25年7月23日現在)	2,310口
	人事関係	本投資法人の執行役員は、指定先の従業員であり、指定先から本資産運用会社へ出向しています。	
	資金関係	本投資法人与指定先の間には、資金関係はありません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、本投資法人与の間で、不動産情報提供等に関する覚書を締結しています。	
c. 指定先の選定理由	本投資法人は指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	5,000口		
e. 投資口の保有方針	指定先が保有した投資口については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金預金を確認することにより、指定先が上記5,000口の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	平成25年7月23日現在、指定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しており断固たる姿勢で対処することを表明していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。		

(2) 投資口の譲渡制限

指定先は、グローバル・オファリングに関して、一定期間本投資口の売却等を行わない旨を合意します。その内容につきましては、前記「3 売却・追加発行の制限 (1)」をご参照下さい。

(3) 発行条件に関する事項

国内一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は国内一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

(4) 本募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)	発行済投資 口数の総数 に対する所 有投資口数 の割合(%)	本募集後の 所有投資口 数(口)	本募集後の 発行済投資 口数の総数 に対する所 有投資口数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,982	9.25	6,982	2.84
ジェーピー モルガン チェース バンク 380180	東京都中央区月島四丁目16番13号 常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 決済営業部	2,850	3.77	2,850	1.16
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	2,548	3.37	2,548	1.03
ケネディクス株式会社	東京都港区新橋二丁目2番9号	2,310	3.06	7,310	2.97
山下研二	東京都世田谷区	1,546	2.04	1,546	0.62
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,533	2.03	1,533	0.62
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	1,503	1.99	1,503	0.61
飯能信用金庫	埼玉県飯能市栄町24番9号	1,200	1.59	1,200	0.48
エムエルアイ イーエフ ジー ノン トリーティ カスタディー アカウン ト	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング 常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社	1,052	1.39	1,052	0.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	668	0.88	668	0.27
合計		22,192	29.41	27,192	11.07

(注1) 所有投資口数及び発行済投資口数の総数に対する所有投資口数の割合は平成25年1月31日現在の数値を記載しています。また、発行済投資口数の総数に対する所有投資口数の割合及び本募集後の発行済投資口数の総数に対する所有投資口数の割合は、小数第三位を切り捨てて記載しています。

(注2) 本募集後の所有投資口数及び本募集後の発行済投資口数の総数に対する所有投資口数の割合は、平成25年1月31日現在の所有投資口数及び発行済投資口数の総数に本募集による増加分を加味し、SMB C日興証券株式会社に対する第三者割当に対する申込みが全て行われた場合の数字です。

(5) 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。